

## 社外役員の独立性判断基準

当社は、次に掲げる属性のいずれにも該当しない場合、当該社外役員（社外役員候補者を含む。）は、当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断する。

	独立性判断基準	注釈
1	当社グループ(注 1)において、現に役員等(注 2)である者および過去に役員等であった者は、独立性を有しないものとする。	(注 1) 当社および当社の子会社をいう。以下、本基準において同じ。 (注 2) 取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員若しくは支配人その他の使用人をいう。以下、本基準において同じ。ただし、本項において当社の社外取締役および社外監査役は役員等に含まないものとする。
2	直近 5 事業年度において当社を主要な取引先とする者(注 3)、並びに、その者が法人の場合は、現にその者の役員等である者および過去にその者の役員等であった者は、独立性を有しないものとする。  上記にかかわらず、過去に当社を主要な取引先とする法人の役員等であった者については、当社役員就任予定月を起算点として、その法人を退職(注 4)した後満 5 年を経過している場合には、独立性を有することとする。	(注 3) 当社に対して製品もしくはサービスを提供している者であって、直近 5 事業年度のいずれかの年度において、当社の支払額がその者の連結売上高の 2%に相当する額を超える取引先をいう。 (注 4) 退職とは、その法人から給与・報酬等が支払われておらず、かつ、役職・肩書等も与えられていない状態をいう。以下、本基準において同じ。
3	直近 5 事業年度における当社の主要な取引先(注 5)、並びに、その取引先が法人の場合は、現にその取引先の役員等である者および過去にその取引先の役員等であった者は、独立性を有しないものとする。  上記にかかわらず、過去にその取引先の役員等であった者については、当社役員就任予定月を起算点として、その取引先を退職した後満 5 年を経過している場合には、独立性を有することとする	(注 5) 当社が製品もしくはサービスを提供している者であって、直近 5 事業年度のいずれかの年度において、当社に対する支払額が当社の連結売上高の 2%に相当する額を超える取引先をいう。
4	直近 5 事業年度において当社の主要な借入先(注 6)、並びに、その借入先が法人の場合は、現にその借入先の役員等である者および過去にその借入先の役員等であった者は、独立性を有しないものとする。  上記にかかわらず、過去にその借入先の役員等であった者については、当社役員就任予定月を起算点として、その借入先を退職した後満 5 年を経過している場合には、独立性を有することとする。	(注 6) 借入先にはその親会社および子会社を含み、直近 5 事業年度のいずれかの年度において、当社の借入額が当社の総資産の 2%に相当する額を超える借入先をいう。
5	直近 5 事業年度において当社の会計監査人である監査法人に、現に所属している公認会計士および過去にその監査法人に所属していた公認会計士は、独立性を有しないものとする。  上記にかかわらず、過去にその監査法人に所属していた公認会計士については、当社役員就任予定月を起算点として、その監査法人を退職した後満 5 年を経過している場合には、独立性を有することとする。	
6	直近 5 事業年度において当社と主幹事契約を締結している証券会社に、現に就業している役員等である者および過去にその証券会社の役員等であった者は、独立性を有しないものとする。  上記にかかわらず、過去にその証券会社の役員等であった者については、当社役員就任予定月を起算点として、その証券会社を退職した後満 5 年を経過している場合には、独立性を有することとする。	

7	<p>直近 5 事業年度において当社から役員報酬以外にコンサルタント、会計士、弁護士等の専門家として年間 1,000 万円を超える(注 7)金銭その他の財産上の利益を得ている個人、または年間 1 億円を超える(注 8)金銭その他の財産上の利益を得ている法人に、現に所属している者および過去にその法人に所属していた者は、独立性を有しないものとする。</p> <p>上記にかかわらず、過去にその法人に所属していた者については、当社役員就任予定月を起算点として、その法人を退職した後満 5 年を経過している場合には、独立性を有することとする。</p>	<p>(注 7) 直近 5 事業年度の中で最も高い額をいう。 (注 8) 直近 5 事業年度の中で最も高い額をいう。</p>
8	<p>直近 5 事業年度における当社の主要な株主(注 9)、並びに、その株主が法人の場合は、現にその株主の役員等である者および過去にその株主の役員等であった者は、独立性を有しないものとする。</p> <p>上記にかかわらず、過去にその株主の役員等であった者については、当社役員就任予定月を起算点として、その株主を退職した後満 5 年を経過している場合には、独立性を有することとする。</p>	<p>(注 9) 事業年度末日における議決権保有割合が 10%以上である者をいう。なお、当該議決権保有割合の計算に当たっては、当該株主に共同保有者(金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項本文の規定により共同保有者とみなされる者を含む。)がいる場合には、当該共同保有者の議決権保有割合を加算する。</p>
9	<p>直近 5 事業年度において当社グループと社外役員の相互派遣の関係(注 10)を有する会社に、現に就業している役員等である者および過去にその会社の役員等であった者は、独立性を有しないものとする。</p> <p>上記にかかわらず、過去に役員等であった者については、当社役員就任予定月を起算点として、その会社を退職した後満 5 年を経過している場合には、独立性を有することとする。</p>	<p>(注 10) 当社グループに在籍する役員等が他の会社の社外役員であり、かつ当該他の会社に在籍する役員等が当社の社外役員である場合をいう。</p>
10	<p>直近 5 事業年度において当社から年間 1,000 万を超える(注 11)寄付または助成を受けている者、並びに、その者が法人または団体の場合は、現にその法人または団体の役員等(注 12)である者および過去にその法人または団体の役員等であった者は、独立性を有しないものとする。</p> <p>上記にかかわらず、過去にその法人または団体の役員等であった者については、当社役員就任予定月を起算点として、その法人または団体を退職した後満 5 年を経過している場合には、独立性を有することとする。</p>	<p>(注 11) 直近 5 事業年度の中で最も高い額をいう。 (注 12) 大学の准教授、教授および名誉教授は役員等に含まないものとする。以下、本項において同じ。</p>
11	<p>上記各項の他、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外役員として職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者は、独立性を有しないものとすることがある。</p>	
12	<p>上記 1 から 11 に該当する独立性を有しない者の二親等内の親族も、独立性を有しないものとする。</p>	

以上

- ・ 2018 年 1 月 30 日制定
- ・ 2019 年 2 月 25 日改定
- ・ 2023 年 2 月 27 日改定